

川西市職員管理システム再構築に係る公募型プロポーザル評価委員会設置要領

(設置及び目的)

第1条 川西市職員管理システム再構築の委託事業者（以下「委託事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、透明性及び公平性を確保して審査するため、川西市職員管理システム再構築に係る公募型プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法に関すること。
- (2) 提案書の審査に関すること。
- (3) 委託事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プロポーザル方式による選定の実施に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総務部副部長を、副委員長は総務部職員課給与・労務管理担当課長をもって充てる。

3 委員は、総務部職員課長、総合政策部 ICT 推進課担当監、総合政策部 ICT 推進課課員、教育推進部教育保育職員課課員、上下水道局経営企画課課長をもって充てる。

4 前項に定める委員のほか、市長が必要と認めるときは、市長が指名する者をもって委員に充てることができる。

5 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたとき（やむを得ず出席できない場合を含む。）は、委員長の許可を得て、当該委員があらかじめ指定する職員に代理させるものとする。

6 委員は、委員長の許可を得て、職員管理システムの実務担当者を会議及びプレゼンテーション等に同席させ、意見を聴くことができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査方法)

第5条 委員会は、企画提案書類等並びにプレゼンテーション及びデモンストレーションの審査・採点結果により順位を決定した後、上位の事業者の導入スケジュール、契約金額その他必要となる要件の確認を行ったうえで、委託事業者を決定するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。